

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆ 第13号の内容

- 1 農地中間管理事業に関する市町村等担当者会議の開催について
- 2 県内での事業推進状況について
- 3 農地中間管理事業審査会(8月)について
- 4 県内での取組事例地区紹介(9)



1 農地中間管理事業に関する市町村等担当者会議の開催について

県と機構は、8月3日(月)に農地中間管理事業に携わる市町村及び農業委員会、JA、県出先事務所等の職員を対象とした担当者会議を開催しました。会議は、市町村等担当者約180名の出席のもと開催され、会議冒頭、県農政水産部三好農政担当次長からは、農地中間管理事業は2年目に入り正念場を迎えている。昨年度の事業実績を踏まえた事業推進が必要であることから関係者がより一層、連携・協力して取り組んでほしい。とあいさつされました。

説明事項として県からは、①平成27年度農地中間管理事業の推進対策について、②農地中間管理事業のQ&A、③機構集積協力金の取扱い等について説明が行われました。参加者からは、貸借期間の変更(10年から5年間の短縮)について、認められる要件が厳しいとの意見、機構事業を取り組む前後で耕作者が変わらないケース(AtoA)の解釈が分かりづらいというような意見もあり、再度整理することになりました。また、機構からは、④平成27年度農地中間管理事業の実施に関して、5月に実施した第1回目の公募結果やこれまでに機構が取得した農地中間管理権の実績、市町村ごとの重点実施地区の見直し結果を報告するとともに、業務委託の今後のスケジュール等について説明を行いました。

参加者からは、業務委託の謝金の考え方に対する確認や、出し手に対する機構からの転貸者情報の提供について要望が出されました。

最後に、農地集積を加速化させるために、簡易な基盤整備が行える県の平成27年6月補正予算で創設された⑤農地集約化促進基盤整備事業について説明が行われました。機構では、会議で出された意見等をもとに業務の改善やシステムの見直しを検討し、効率的な業務執行体制を目指していくこととしています。



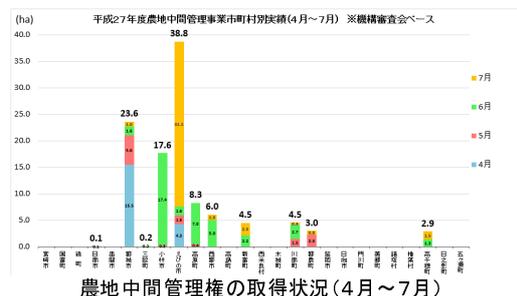
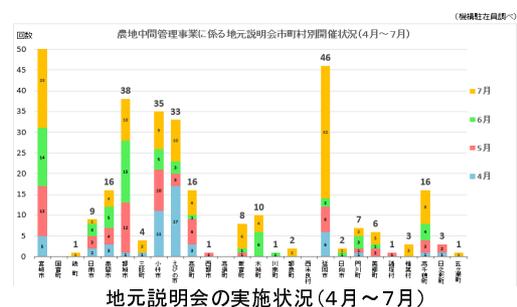
担当者会議の様子

2 県内での事業推進状況について

県内における農地中間管理事業の重点実施地区は、7月に見直しを行い、4月時点の125地区から現在164地区となっています。

4月から7月までに、県内の全市町村で人・農地プランの話し合いが、延べ約300回、約6,000名の農業者等を対象に行われています。その中で、参加者が少なく制度周知に時間を要する等の理由で地域での取組を本年度は断念した地域や、地域の担い手に農地を集積・集約していくために、農地中間管理事業に取り組むことを決め、権利設定の手続きの準備を始めたところがあるなど様々です。

重点実施地区のほとんどの地区が、地域集積協力金の年度内交付を目指して事業推進しています。これまでの5カ月間に地元説明会を行ってきている地域も、この8月から本格的に説明会を行う地域も、いかに地域をまとめられるかにかかっています。機構も、8月から10月までの3カ月間を事業重点推進月間としています。市町村推進チームと一体となって事業推進を行っていきたく思います。



3 農地中間管理事業審査会（8月）について

機構は、8月21日（金）に平成27年度5回目となる農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区5地区**と**個別案件**として部門縮小される農業者や利用権の更新を行う法人等の農地を対象に審査を行いました。重点実施地区5地区では、これまでも数回に分けて利用権設定を行っており、このうち3地区は今回の権利設定で地区内の8割を超える農地集積を達成しています。

また、個別案件としてリタイアや規模縮小される農業者からの相談も増えており、経営転換協力金の交付要件の確認が取れた方の利用権設定を順次行っています。今後、機構から転貸された農地の周辺農地も耕作者集積協力金の対象となりますので、地域内での事業周知をお願いします。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区5地区（小林市・えびの市・新富町・都農町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 18.5ha
 - ◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（55名）
（都城市・高原町・西都市・新富町・川南町・都農町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 16.9ha
- 8月審査面積 35.4ha**
平成27年度転貸面積累計 192.6ha

4 県内での取組事例地区紹介（9）

第9回目は、日之影町が重点実施地区として推進している「波瀬（はぜ）地区」の紹介です。日之影町の人口は約4,000人で、65歳以上の割合は約4割と高齢化が進んでいます。このような中、遊休農地の発生防止や多面的機能を増進するために中山間地域等直接支払制度に町ぐるみで取り組んでおり、現在、町内の農地465haを対象に56の集落協定が結ばれています。

波瀬地区は、日之影町七折の国道218号沿いに広がる水田と畑が混在する地域（20ha）で、集落協定により集落全体で農地を守っており、水稻、葉たばこが基幹作物で、認定農業者3人が中心となって地区内の農地を耕作しています。地区内の農地は、約600筆ありますが、1枚当たりの平均面積が3a～4aと狭少で等高線に沿った形状をなしており、耕作にも大変苦勞しているところです。

また、本地区では、早くから集落営農にも取り組んでおり、中山間地域等直接支払交付金を活用した水稻の共同乾燥施設や共同利用機械の整備等により、集落ぐるみで農地を守る積極的な営農活動を行っています。

農地中間管理事業活用にあたっての集落の話し合いでは、「制度が分かりづらい」「最終的には自分の農地ではなくなるのではないか」などの意見が出される中、「このままいっても5年後10年後農地を維持管理していくのは相当厳しくなってくる」「安心できる相手がいれば是非貸したい」などの声もあり、今後とも地域の財産である農地の有効活用を図っていくために、農地中間管理事業に取り組むことになりました。

＜波瀬地区での農地中間管理事業に係る取組経緯＞

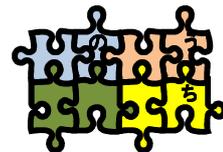
- ◆H26. 10. 10 中山間直払代表者会議で農地中間管理事業の説明
- ◆H27. 4. 17 第1回農地中間管理事業集落説明会の開催
- ◆H27. 5. 28 第2回農地中間管理事業集落説明会の開催
- ◆H27. 6 農地中間管理事業実施に係る集落意向調査の実施
- ◆H27. 7～ 地区内の利用権設定手続きの準備開始



＜農地第一課より＞

人・農地プランによる地域の話し合いを進めている地域の中で、将来を考えると地域の担い手へ農地を集積・集約することは必要であると理解できても、地域内の高齢農家もまだ現役で働いているし、担い手もそこそこいて地域内には遊休農地もない。いつから事業に取り組んだらいいのかという声が聴かれます。

いつから取り組めばいいという決まりはありませんが、地域の話し合いの中で近い将来農地の出し手となる方と農地が明確になっており、新たに農地を貸借したいという方が1人でもいれば、地域内の農地を機構を介して貸借することで、段階的に農地の分散錯圃が解消され、担い手への農地集約につながっていくものと考えています。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話（直通） 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp